

土木一式工事及び建築一式工事に係る経常建設共同企業体運用基準

平成29年3月1日制定

平成31年3月1日一部改正

1 基準の趣旨

この基準は、町が発注する建設工事のうち土木一式工事及び建築一式工事に係る経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工種及び規模

(1) 対象工種は、土木一式工事及び建築一式工事とする。

(2) 対象規模は、特定建設工事共同企業体により施工する工事以外の工事で、土木一式工事の場合においては契約予定価格が35,000千円以上50,000千円未満、建築一式工事においては35,000千円以上70,000千円未満の規模とする。

3 等級格付

等級格付のための新ひだか町競争入札等参加資格関係事務取扱要領別表第2審査方法書に基づく共同企業体に係る審査（経常JVの総合評定数値の計算）は行わないものとする。

4 単体企業と経常JVとの同時登録

単体企業と当該単体企業を構成員とする経常JVの同時登録を認めるものとする。

5 単体企業と経常JVの同時登録を認めた場合の参加形態

経常JVの契約予定価格の規模は、土木一式工事及び建築一式工事における格付Aの契約予定価格の一部と重複することから、経常JVと単体企業との混合入札となるので、単体企業と経常JVの双方に登録を受けた者にあつては、同一工事の条件付一般競争入札等には、単体企業か経常JVのいずれか一方の資格でなければ参加できないものとする。

6 技術者専任配置要件に係る土木一式工事の特例

当該工事における1件あたりの請負代金額が35,000千円以上50,000千円未満の場合において、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合は、残りの構成員は兼任で配置することができるものとする。

7 施行日

この運用基準は、平成31年3月1日から施行し、平成31年4月1日以降の入札執行から適用する。